

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成23年7月25日
【会社名】	テクノホライゾン・ホールディングス株式会社
【英訳名】	TECHNO HORIZON HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 清
【本店の所在の場所】	名古屋市南区千竈通二丁目13番地1
【電話番号】	(052)823-8551（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 渡邊 毅
【最寄りの連絡場所】	名古屋市南区千竈通二丁目13番地1
【電話番号】	(052)823 - 8551（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 渡邊 毅
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額 を合算した金額 103,572,000円 (注)1. 本募集は平成23年6月29日開催の当社定時株主総会の決議及 び同日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプション を目的として、新株予約権を発行するものであります。 2. 募集金額は、ストックオプションとしての目的で発行するこ とから無償で発行するものといたします。 3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株 予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社 が取得した新株予約権を償却した場合には、発行価額の総額 に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合 算した金額は減少いたします。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年6月29日に東海財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」及び「新規発行による手取金の額」が平成23年7月25日に確定しましたので、これらに関連する事項及び記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

(2)新株予約権の内容等

新株予約権の行使時の払込金額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

2 新規発行による手取金の使途

(1)新規発行による手取金の額

第二部 企業情報

第7 提出会社の参考情報

2 その他の参考情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は、_____ 罫で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の行使時の払込金額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とします。 行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、当該金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とします。 なお、下記（注）2.の定めにより行使価額の調整を受けることがあります。
----------------	---

(訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とします。 行使価額は、274円とします。 なお、下記（注）2.の定めにより行使価額の調整を受けることがあります。
----------------	--

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金100,000,000円（注） （注）本有価証券届出書提出時の見込額であります。ただし、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を償却した場合には、上記金額は減少します。
---------------------------------	---

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金103,572,000円（注） （注）新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を償却した場合には、上記金額は減少します。
---------------------------------	--

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
100,000,000(注)1.	1,000,000(注)2.	99,000,000

(注)1. 払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であり、本有価証券届出書提出時の見込額を記載しております。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、本新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額並びに発行諸費用の概算額は減少いたします。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
103,572,000(注)1.	1,000,000(注)2.	102,572,000

(注)1. 払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、本新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額並びに発行諸費用の概算額は減少いたします。

第二部【企業情報】

第7【提出会社の参考情報】

2【その他の参考情報】

(訂正前)

最近事業年度の開始日から有価証券届出書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書	事業年度 (第1期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月29日 東海財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書及びその添付書類			平成23年6月29日 東海財務局長に提出。
(3) 四半期報告書及び確認書	第1期 第1四半期	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	平成22年8月10日 東海財務局長に提出。
	第1期 第2四半期	自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	平成22年11月12日 東海財務局長に提出。
	第1期 第3四半期	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	平成23年2月14日 東海財務局長に提出。
(4) 自己株券買付状況報告書	報告期間	自 平成22年11月1日 至 平成22年11月30日	平成22年12月10日 東海財務局長に提出。
(5) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づくもの		平成23年6月29日 東海財務局長に提出。

（訂正後）

最近事業年度の開始日から有価証券届出書の訂正届出書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及び その添付書類並びに確認書	事業年度 (第1期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月29日 東海財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書及び その添付書類			平成23年6月29日 東海財務局長に提出。
(3) 四半期報告書及び確認書	第1期 第1四半期	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	平成22年8月10日 東海財務局長に提出。
	第1期 第2四半期	自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	平成22年11月12日 東海財務局長に提出。
	第1期 第3四半期	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	平成23年2月14日 東海財務局長に提出。
(4) 自己株券買付状況報告書	報告期間	自 平成22年11月1日 至 平成22年11月30日	平成22年12月10日 東海財務局長に提出。
(5) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19 条第2項第9の2（株主総会における議 決権行使の結果）の規定に基づくもの		平成23年6月29日 東海財務局長に提出。
(6) <u>有価証券報告書の訂正報告 書及び確認書</u>	<u>事業年度 (第1期)</u>	<u>自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日</u>	<u>平成23年6月30日 東海財務局長に提出。</u>